

「第6期富士市障害福祉計画・
第2期富士市障害児福祉計画（案）」
（令和3年度～令和5年度）

富 士 市

目 次

1. 障害福祉計画、障害児福祉計画の概要

- (1) 「障害福祉計画」「障害児福祉計画」とは・・・ 1
- (2) 計画策定に当たっての基本的な考え方・・・ 1
- (3) 計画の策定方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2. 令和5年度の成果目標の設定

- (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行・・・・・・・・ 4
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・ 4
- (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実・・・・・・・・ 5
- (4) 福祉施設から一般就労への移行・・・・・・・・ 5
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・ 6
- (6) 相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保・ 7
- (7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る
体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

3. 障害福祉サービスの見込数値

(1) 訪問系サービス

- 居宅介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 重度訪問介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 同行援護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 行動援護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 重度障害者等包括支援・・・・・・・・・・・・ 10

(2) 日中活動系サービス

- 生活介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 自立訓練(機能訓練)・・・・・・・・・・・・ 11
- 自立訓練(生活訓練)・・・・・・・・・・・・ 11
- 就労移行支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 就労継続支援(A型)・・・・・・・・・・・・ 12
- 就労継続支援(B型)・・・・・・・・・・・・ 13
- 就労定着支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 療養介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 短期入所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

(3) 居住系サービス

- 自立生活援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 共同生活援助(グループホーム)・・・・・・・・ 15

□ 施設入所支援	16
(4) 計画相談支援	
□ 計画相談支援	16
□ 障害児相談支援	17
(5) 地域相談支援	
□ 地域移行支援	19
□ 地域定着支援	19
(6) 障害のある児童に係るサービス	
□ 児童発達支援	19
□ 医療型児童発達支援	20
□ 放課後等デイサービス	20
□ 保育所等訪問支援	21
□ 居宅訪問型児童発達支援	21
(7) その他のサービス	
□ 自立支援医療(更生医療)	22
□ 自立支援医療(育成医療)	22
□ 補装具	22

4. 地域生活支援事業の見込数値

(1) 市町村必須事業

○ 理解促進・啓発事業	22
○ 相談支援事業	22
○ 成年後見制度利用支援事業	23
○ 意思疎通支援事業	23
○ 手話奉仕員養成研修事業	23
○ 日常生活用具給付等事業	24
○ 地域活動支援センター事業	25

(2) 市町村任意事業

○ 日常生活支援事業	25
○ 社会参加促進支援事業	26

5. 発達障害者の支援 27

6. 高次脳機能障害者の支援 27

7. 基盤整備計画 28

1. 障害福祉計画、障害児福祉計画の概要

(1) 「障害福祉計画」「障害児福祉計画」とは

障害福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の規定により市町村に策定が義務付けられている、障害福祉サービスなどの提供体制を計画的に整備するための計画です。

本市では、平成18年度から平成20年度までを計画期間とする第1期から、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする第5期まで、障害福祉計画を策定し各種施策を実施してきました。

また、第5期障害福祉計画からは、児童福祉法の規定に基づき、障害児を対象とするサービスの提供体制の確保に関する計画である障害児福祉計画を一体的に策定しています。

第6期富士市障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（以下「本計画」といいます。）では、計画期間を令和3年度から令和5年度までとし、障害のある人や児童が地域生活を送る上での課題に対応するため、障害福祉サービスなどの提供体制の確保について成果目標を設定し、成果目標を達成するため必要となるサービス量を活動指標として設定しています。

(2) 計画策定に当たっての基本的な考え方

第4次富士市障害者計画の基本理念である「だれもがその人らしさを認めあい、自分らしく暮らせる共生社会の実現」を踏まえ、次の7点を本計画の策定に当たっての基本的な考え方とします。

1 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする支援を受けつつ自立と社会参加を実現できるよう障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援の提供体制の整備を進めます。

2 身近な実施主体による一元的な障害福祉サービスの実施

障害のある人が、障害の種別によらない一元的な障害福祉サービスを身近な地域社会で受けることができるよう、サービス提供基盤の整備・拡充を図ります。

3 地域生活への移行と継続、就労支援等の課題への対応

障害のある人の施設や病院から地域生活への移行と継続、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムの拡充を目指します。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域に住む人々が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を計画的に進めます。

5 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、障害のある児童やその家族に対して、ライフステージに沿った切れ目のない効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

6 障害福祉人材の確保

将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、各種事業を実施していくために、提供体制の確保とともにそれを担う人材の育成に取り組めます。

7 障害のある人の地域生活を支える取組

障害のある人の個性と能力を発揮した社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえた支援を行います。

(3) 計画の策定方法

成果目標の設定に当たっては、現在、福祉施設に入所している人と就労支援サービスを利用している人の今後のサービスの利用見込について調査を行いました。

また、障害当事者や家族、関係機関、相談支援事業者などが情報を共有し協働するための中核的な組織である富士市障害者自立支援協議会においてワーキンググループを設置し、障害のある人に関する地域の現状と課題、目指すべき姿について協議していただきました。

(4) 計画の進捗管理

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の実施に当たっては、障害のある人や児童を取り巻く社会環境などの変化に対応し、成果目標の実現性を高めるため、毎年度の障害福祉サービスなどの提供実績について富士市福祉計画推進会議に報告するとともに、富士市障害者自立支援協議会による検証を行い、施策の円滑な推進に努めます。

2. 令和5年度の成果目標の設定

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害のある人について、グループホーム、一般住宅等への移行を推進することとし、令和5年度末における地域生活移行者数の目標値を設定します。

項目	数値
令和2年度末時点の入所者数 (A)	231人
令和5年度末時点の入所者数 (B)	227人
令和5年度末における入所者数の減少数 (A) - (B) (目標)	4人
令和5年度末時点までの地域移行者累計 (目標)	14人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、富士市障害者自立支援協議会推進会議に保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置し、富士圏域障害者自立支援協議会地域移行定着部会と連携して課題の解決に取り組みます。

また、取組内容について富士市障害者自立支援協議会代表者会議に報告します。

活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催回数		2	2	2
協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1	1	1
協議の場への関係者の参加者数 (各年度2回の開催を想定)	保健	2	2	2
	医療 (精神科)	2	2	2
	福祉	2	2	2
	介護	2	2	2
	当事者	2	2	2
	家族	2	2	2
	富士圏域スーパーバイザー	2	2	2

(3) 地域生活支援拠点等の機能の充実

地域生活支援拠点等として整備された5つの機能（相談支援、緊急時の受入れ・対応、体験の機会と場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を拡充するため、富士市障害者自立支援協議会推進会議において各機能の運用状況の検証、運用上の課題に関する検討を行い、各機能を担う事業者に還元するとともに、富士市障害者自立支援協議会代表者会議に報告します。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
機能拡充のための検証・検討の実施回数	2	2	2

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般の事業所への就労移行を積極的に進めるものとし、令和5年度末時点における一般就労移行者数の目標値を次のとおり設定します。

■目標値① 一般就労への移行者数

項目	数値
平成29年度における福祉施設から一般就労への移行者数（実績）	32人
平成30年度における福祉施設から一般就労への移行者数（実績）	38人
令和元年度における福祉施設から一般就労への移行者数（実績）	42人
令和5年度における福祉施設から一般就労への移行者数（目標）	55人

■目標値② 一般就労移行者の就労定着支援利用率

項目	数値
令和元年度の一般就労移行者のうち、就労定着支援利用者数（実績）	21人
令和元年度の一般就労移行者のうち、就労定着支援利用率（実績）	50%
令和5年度の一般就労移行者のうち、就労定着支援利用率（目標）	70%

■目標値③ 就労定着支援事業所の就労定着率

項 目	数値
令和元年度の就労定着率が8割以上だった事業所の割合（実績）	50%
令和5年度の就労定着率が8割以上だった事業所の割合（目標）	70%

（5）障害児支援の提供体制の整備等

障害のある児童への重層的な地域支援体制を構築するため、富士市立こども療育センターみはら園の児童発達支援センター機能を強化するとともに、重度の身体障害と知的障害が重複している児童が利用できる児童発達支援、放課後等デイサービス事業所を確保します。

また、医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるよう、富士市医療的ケア児等支援検討会議を開催して保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図るとともに、関連分野の支援を調整する医療的ケア児コーディネーターとして養成された相談支援専門員の配置を促します。

内 容	状 況			
児童発達支援センターの設置	設置済み			
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	構築済み			
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保済み			
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置済み			
医療的ケア児コーディネーターの配置数（見込）	R 2	R 3	R 4	R 5
	5	5	6	6

(6) 相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保

相談支援事業者の新規参入を促すなど、地域の相談支援体制の拡充を図ります。

また、障害福祉課に設置する富士市障害者基幹相談支援センターと障害者等相談支援事業者が連携して、障害種別や各種ニーズに対応した総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援事業者への専門的指導・助言や人材育成などに取り組みます。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者への専門的指導・助言	6	7	8
地域の相談支援事業者の人材育成のための支援	14	14	14
地域の相談支援機関との連携強化のための取組	12	12	12

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスなどの多様化と事業所の増加に対応し、適切にサービスを利用していただくため、令和5年度までに障害福祉サービスなどの質の向上に取り組む体制を構築します。

市職員を県が実施する研修に参加させるとともに、障害福祉サービス事業者などと連携して報酬の請求誤りを防ぎ、運営を適正化するための取組を行います。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する研修への市職員参加人数	3	3	3
報酬請求に対する審査結果のサービス等事業所との共有の実施回数	1	1	1

3. 障害福祉サービス等の見込数値

(1) 訪問系サービス

居宅介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うサービス。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	191人	201人	201人	202人
活動時間	3,698時間	3,818時間	3,887時間	3,956時間

■サービス提供体制確保の方策

居宅介護職員初任者研修などの情報提供を行い、人材の確保に努めるとともに、必要とする人が必要な量のサービスを受けられるよう、適正な支給決定を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障害、精神障害により常に介護が必要な人を対象に、居宅等において入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービス。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	7人	7人	8人	8人
活動時間	3,569時間	3,433時間	3,686時間	3,686時間

■サービス提供体制確保の方策

重度訪問介護従事者養成研修などの情報提供を行い、人材の確保に努め

るとともに、必要とする人が必要な量のサービスを受けられるよう、適正な支給決定を行います。

同行援護

視覚障害により移動が困難な人の外出に同行し、移動に必要な情報を提供し、移動の援護を行うサービス。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	27人	32人	33人	34人
活動時間	344時間	493時間	495時間	497時間

■サービス提供体制確保の方策

同行援護従業者養成研修などの情報提供を行い、人材の確保に努めるとともに、必要とする人が必要な量のサービスを受けられるよう、適正な支給決定を行います。

行動援護

知的障害や精神障害により行動上の障害がある人を対象に、外出時などに危険を回避するために必要な支援を行うサービス。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	9人	10人	11人	11人
活動時間	107時間	132時間	135時間	137時間

■サービス提供体制確保の方策

強度行動障害支援者養成研修などの情報提供を行い、人材の確保に努めるとともに、新たな事業所の参入を促し、サービス提供体制の拡充に努めます。

重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人を対象に、居宅介護や通所サービスなどの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行うサービス。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	0人	0人	0人	0人
活動時間	0時間	0時間	0時間	0時間

■サービス提供体制確保の方策

ニーズの把握に努め、必要に応じた対応を行います。

(2) 日中活動系サービス

生活介護

常に介護等の支援が必要な人に対し、施設への通所により食事や入浴、排せつ等の介護や、軽作業等の生産活動、創作的活動の機会の提供など、身体機能、生活能力の維持・向上のために必要な支援を行うサービス。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	468人	470人	472人	474人
利用日数	9,337日	9,377日	9,417日	9,457日

■サービス提供体制確保の方策

事業所の開設や運営に関する相談などに対応し、サービス提供体制の確保に努めます。

自立訓練（機能訓練）

身体障害のある人または難病患者に対して、一定の期間、施設への通所などにより理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションや生活などに関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービス。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	1人	2人	2人	2人
利用日数	20日	40日	40日	40日

■サービス提供体制確保の方策

ニーズの把握に努め、必要に応じた対応を行います。

自立訓練（生活訓練）

知的障害または精神障害がある人に対して、一定の期間、施設への通所などにより入浴、排せつや食事などに関する日常生活を営むための訓練や生活などに関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービス。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	16人	23人	24人	24人
利用日数	318日	442日	469日	432日

■サービス提供体制確保の方策

対象者を的確に把握し、事業所と連携しながら適切な支援を行います。

就労移行支援

就労を希望している障害のある人に対し、一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行うサービス。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	85人	88人	91人	94人
利用日数	1,302日	1,344日	1,386日	1,428日

■サービス提供体制確保の方策

事業所の開設や運営に関する相談などに対応し、サービス提供体制の確保に努めるとともに、対象者を的確に把握して適切な支援を行います。

就労継続支援（A型）

一般企業での就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労機会や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力向上のため必要な訓練などの支援を行うサービス。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	132人	137人	142人	147人
利用日数	2,634日	2,734日	2,834日	2,934日

■サービス提供体制確保の方策

就労機能パワーアップ事業、障害者就業・生活支援センターと連携して事業所の効率的な活用を図るとともに、対象者を的確に把握して適切な支援を行います。

就労継続支援（B型）

通常の事業所での就労が困難な人に対し、雇用契約を結ばない就労機会や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力向上のため必要な訓練などの支援を行うサービス。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	470人	489人	508人	527人
利用日数	8,756日	9,098日	9,440日	9,782日

■サービス提供体制確保の方策

就労機能パワーアップ事業、障害者就業・生活支援センターと連携し、工賃アップを図るなど事業所の効果的な運営を支援するとともに、対象者を的確に把握して適切な支援を行います。

就労定着支援

障害福祉サービスを利用して新たに雇用された障害のある人に対し、通常の事業所での就労を継続するために必要な事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関などとの連絡調整や、就労に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での相談、指導及び助言その他の必要な支援を行うサービス。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	49人	39人	48人	48人

■サービス提供体制確保の方策

事業所の開設や運営に関する相談などに対応し、サービス提供体制の確保を図ります。

療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に対し、医療機関への入院と併せて、機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の援助を行うサービス。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	28人	29人	30人	31人

■サービス提供体制確保の方策

ニーズの把握に努め、適切な対応を行います。

短期入所

自宅で介護を行う人が病気などの場合に、施設に短期間入所することにより入浴、排せつ、食事等の介護を行うサービス。

■サービスの見込量（1月当たり）

【福祉型短期入所】

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	70人	90人	93人	96人
利用日数	456日	596日	617日	638日

【医療型短期入所】

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	6人	11人	12人	13人
利用日数	41日	71日	77日	83日

■サービス提供体制確保の方策

新たな事業所の参入を促進するなど、サービス提供体制の拡充を図ります。

(3) 居住支援系サービス

自立生活援助

施設入所支援または共同生活援助を利用していた障害のある人が、居宅における自立した日常生活を営むうえでのさまざまな問題に対して、定期的な巡回や随時行う訪問により状況を把握して相談に応じ、関係機関などとの連絡調整その他の必要な援助を行うサービス。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	1人	2人	2人	2人

■サービス提供体制確保の方策

事業所の開設や運営に関する相談などに対応し、サービス提供体制の確保を図ります。

共同生活援助（グループホーム）

地域生活を営む上で支援を必要とする障害のある人に対し、主に夜間に、共同生活を営む住居で、家事や相談、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援を行うサービス。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	186人	192人	204人	216人

■サービス提供体制確保の方策

事業所の開設や運営に関する相談などに対応し、サービス提供体制の確保を図ります。

施設入所支援

障害者支援施設において、主に夜間に、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言などの必要な日常生活上の支援を行うサービス。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	230人	229人	228人	227人

■サービス提供体制確保の方策

入所施設から地域への移行が進められ、利用者数の減が見込まれていますが、本人や家庭の事情等により地域で生活することが困難な人もあり、施設入所支援の必要性は残っています。地域での生活が可能な人については積極的に移行を進め、限られた社会資源の活用を図っていきます。

（4）計画相談支援

計画相談支援

障害のある人が障害福祉サービスを利用するに当たり、サービス内容などを定めたサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとに計画の見直しを行うサービス。

■サービスの見込量（1年当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	1,205人	1,227人	1,257人	1,287人

■サービス提供体制確保の方策

相談支援従事者研修などの情報提供を行い、人材の確保に努めるとともに、新たな事業所の参入を促進するなど、サービス提供体制の確保を図ります。

障害児相談支援

障害のある児通が障害児通所支援を利用するに当たり、サービス内容などを定めた障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとに計画の見直しを行うサービス。

■サービスの見込量（1年あたり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	487人	505人	510人	515人

■サービス提供体制確保の方策

研修などの情報提供を行い、人材の確保に努めるとともに、新たな事業所の参入を促進するなど、サービス提供体制の確保を図ります。

（5）地域相談支援

地域移行支援

障害者支援施設に入所している人や精神科病院に入院している人など、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に、住居の確保など地域生活移行のための活動に関する相談や障害福祉サービス事業所等への同行支援などを行うサービス。

■サービスの見込量（1年あたり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	1人	1人	1人	1人

■サービス提供体制確保の方策

対象者を的確に把握し、相談支援事業者と連携しながら適切な支援を行います。

地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害のある人に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対して相談その他必要な支援を行うサービス。

■サービスの見込量（1年当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	2人	2人	2人	2人

■サービス提供体制確保の方策

対象者を的確に把握し、相談支援事業者と連携しながら適切な支援を行います。

（6）障害のある児童に係るサービス

児童発達支援

就学前の障害のある児童に対し、通所により日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うサービス。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	84人	90人	87人	92人
利用日数	1,027日	1,099日	1,063日	1,123日

■サービス提供体制確保の方策

障害のある児童とその家族が、身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、富士市立こども療育センターみはら園の機能の活用等、サービス提供体制の確保と充実に努めます。

医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対して児童発達支援及び治療を併せて行うサービス。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	0人	0人	0人	0人
利用日数	0日	0日	0日	0日

■サービス提供体制確保の方策

近隣には想定される事業所がありませんが、ニーズの把握に努め、必要に応じた対応を行います。

放課後等デイサービス

学校に通学する障害のある児童に対して、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立を促進するとともに放課後等の居場所を提供するサービス。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	605人	617人	635人	643人
利用日数	7,533日	7,677日	7,893日	7,989日

■サービス提供体制確保の方策

事業所の開設や運営に関する相談などに対応し、サービス提供体制の確保・充実を図ります。

保育所等訪問支援

保育所等に通う障害児に対して、集団生活への適応を支援するため、保育所等を訪問し、障害児本人への訓練や保育所等のスタッフへの助言、指導を行うサービス。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	2人	5人	5人	5人

■サービス提供体制確保の方策

富士市立こども療育センターみはら園においてサービス提供体制を整え、地域の幼稚園、保育園と連携して、児童の心身の状況や環境に応じた対応を行います。

居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援等を受けるために外出することが困難な重度の障害がある児童などに対し、居宅を訪問し、日常生活における基本動作の指導等を行うサービス。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	0人	1人	1人	1人
利用日数	0日	4日	4日	4日

■サービス提供体制確保の方策

富士市立こども療育センターみはら園においてサービス提供体制を整え、児童の心身の状況や環境に応じて必要な対応を行います。

(7) その他のサービス

自立支援医療（更生医療）

身体障害者手帳の交付を受けた満18歳以上の身体に障害がある人が、障害を取り除いたり軽減するために確実な効果が期待できる治療を受ける場合に医療費を助成するサービス。

■サービスの見込量（1年当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	125人	143人	165人	191人

自立支援医療（育成医療）

児童福祉法で定める障害のある児童のうち、身体に障害がある満18歳未満の児童（障害に係る医療を行わなければ将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む）が、障害を取り除いたり軽減するために確実な効果が期待できる治療を受ける場合に医療費を助成するサービス。

■サービスの見込量（1年当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	8人	6人	5人	4人

補装具

補装具……身体に装着することで身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に長時間にわたって継続して使用される補装具の購入、借り受け、修理に要する費用の給付を行うサービス。

■サービスの見込量（1年当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	383件	386件	389件	392件

4. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が実施主体となって行う事業です。

障害者総合支援の規定により実施するものとされる市町村必須事業と、地域の実情に応じて実施できる任意事業があります。

理解促進・啓発、相談支援、意思疎通支援、日常生活用具給付、移動支援、地域活動支援センターなどの事業を実施します。

(1) 市町村必須事業

理解促進・啓発事業

障害のある人や障害についての理解を深めるための市民向け講演会や要約筆記奉仕員養成研修、市民福祉まつりや障害者週間記念事業などの啓発のためのイベントを、新しい生活様式に配慮した形式により開催します。

相談支援事業

・相談支援事業

障害のある人や家族などからの相談に応じて、必要な情報の提供や助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行うとともに、富士市障害者基幹相談支援センターと連携して地域の相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

■サービスの見込量

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所	6か所	6か所	6か所	6か所

・富士市障害者基幹相談支援センター

障害者等からの相談に対応し、情報提供、助言などを行うほか、相談支援事業者間の連絡調整や関係機関が連携するための支援、相談支援事業者の人材養成のための研修事業を行うなど、地域における相談支援の中核的な役割を担います。(障害福祉課内に設置)

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を必要とする障害のある人に対し、成年後見の申立てに要する費用や後見人の報酬などを助成し、制度利用を支援することで、障害のある人の権利を擁護します。

意思疎通支援事業

専任手話通訳者の設置、手話通訳者・要約筆記者の派遣により、聴覚、音声・言語機能に障害のある人と周囲の人との意思疎通を支援します。

■サービスの見込量（1年当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
専任手話通訳者設置	1人	1人	1人	1人
手話通訳者派遣	延 派遣 数	90人	94人	98人
要約筆記者派遣		80人	82人	84人

移動支援事業

社会的な障壁により移動が困難な人の地域生活を支援するため、ヘルパーを派遣して社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出の支援を行います。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	71人	71人	71人	71人
延利用時間数	523時間	523時間	523時間	523時間

手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害への理解を深め、基礎的な手話を習得することにより、手話を言語とする人の理解者として活動する手話奉仕員を養成する講座を開催し、将来的な手話通訳者養成の基礎とします。

日常生活用具給付等事業

障害のある人の日常生活がより円滑に行われるようための用具を給付または貸与します。

■日常生活用具の種類

内容	種目
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いる椅子などを給付します。
自立生活支援用具	障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、障害のある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具など、障害のある人の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

■サービスの見込量（1年当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	10件	10件	10件	10件
自立生活支援用具	32件	32件	32件	32件
在宅療養等支援用具	31件	31件	31件	31件
情報・意思疎通支援用具	89件	89件	89件	89件
排せつ管理支援用具	4,950件	5,054件	5,254件	5,454件
居宅生活動作補助用具	7件	7件	7件	7件

地域活動支援センター事業

障害のある人の日中活動の場として、利用者の状況に応じた創作的活動または生産活動の機会の提供や、日常生活の支援や様々な相談への対応などを行います。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	140人	140人	140人	140人
延利用者数	1,540人	1,540人	1,540人	1,540人

(2) 市町村任意事業

日常生活支援事業

・訪問入浴

居宅において入浴することが困難な障害のある人を対象に、巡回入浴車を派遣し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	17人	18人	19人	20人
利用回数	114回	120回	126回	132回

・ことばの相談室

ことばに関して何らかの障害を持つ特別支援学校・特別支援学級に通学する児童・生徒を対象に、相談・訓練を通してコミュニケーションの手段を獲得することを目的とした「ことばの相談室」を開設します。

■サービスの見込量（1年当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	700人	700人	700人	700人
開所日数	216日	216日	216日	216日

・日中一時支援事業

障害のある人を日常的に介護する家族の就労支援や一時的な休息を目的として、障害のある人の日中における活動の場を提供します。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
～4時間	160回	155回	150回	145回
4～8時間	190回	180回	170回	160回
8時間～	66回	66回	66回	66回

・児童発達支援センター機能強化事業

富士市立こども療育センターみはら園は、地域における中核的な役割を担う支援機関です。

児童発達支援センターとしての機能を強化し、地域の支援基盤整備を促進するため、みはら園に専門的な知識と経験を持つソーシャルワーカーを配置します。

社会参加促進支援事業

・レクリエーション支援

区分		内容			
心身障害児（者）ふれあい 交流事業		障害のある人や児童とその家族の交流の機会となるイベントを 毎年2回開催			
知的障害児(者) カルチャー講座		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	講座数	9講座	9講座	9講座	9講座
	回数	95回	95回	95回	95回
	参加者数	1,450人	1,450人	1,450人	1,450人

・点字・声の広報

区分	内容
音声行政情報提供事業	広報ふじ・障害者計画等の音訳作成（カセット・CD化）

・奉仕員養成研修

区分	内容
点訳講習会	文章や資料などを点字化する点訳ボランティアを養成する。
音訳ボランティア養成講座	広報ふじ等を音声化し、CD・カセットテープに録音する音訳ボランティアを養成する。

5. 発達障害者の支援

発達障害のある人が地域においてその人らしく生活できるよう、県の発達障害者支援センター、発達障害者支援コーディネーターと連携して相談支援体制の充実を図るとともに、地域の保健、医療、保育、教育、福祉など関係機関が連携し、ライフステージに沿った支援を行います。

6. 高次脳機能障害者の支援

高次脳機能障害を発症した人が地域社会の中で生活できるよう、県の高次脳機能障害支援拠点など関係機関と連携して、対象者の把握や適切な障害福祉サービスの提供に努めます。

7. 基盤整備計画

算出したサービス見込量に対し、対応するサービス供給量を見込むことにより、今後不足するサービス量を算出し、基盤整備計画を策定しました。

【障害福祉サービスなどの提供が不足する利用者数】

算出したサービス見込量から、新たなサービス利用者に対し、サービス提供が不足すると考えられる利用者数は以下のようになります。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	2人	2人	2人
自立訓練（機能訓練）			
自立訓練（生活訓練）			
就労移行支援		3人	3人
就労継続支援（A型）		5人	5人
就労継続支援（B型）	19人	19人	19人
就労定着支援			
療養介護			
福祉型短期入所			
医療型短期入所			
自立生活援助			
共同生活援助		12人	12人
施設入所支援			
児童発達支援	6人		
医療型児童発達支援			
放課後等デイサービス	12人	18人	8人
保育所等訪問支援			

※空欄は提供不足数を見込まないもの。

※入所施設から地域生活への移行目標	14人
-------------------	-----

【新規施設等整備予定箇所数】

サービス提供が不足すると考えられる増利用者数に対応し、地域において生活する障害のある人や児童に適切なサービス提供を行うため、以下のように新規施設等の整備が必要となることから、新たな事業所の参入を促進するなど、サービス提供体制の確保を図ります。

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	箇所数	人分	箇所数	人分	箇所数	人分
生活介護	1	6				
自立訓練（機能訓練）						
自立訓練（生活訓練）						
就労移行支援			1	10		
就労継続支援（A型）			1	10		
就労継続支援（B型）	1	20	1	20	1	20
就労定着支援	1	—				
療養介護						
福祉型短期入所			1	1		
医療型短期入所	2	2				
自立生活援助	1	—				
共同生活援助			1	10	1	16
施設入所支援						
児童発達支援	1	10				
医療型児童発達支援						
放課後等デイサービス	4	40				
保育所等訪問支援	1					

※空欄は施設整備を要しないもの。